

社団法人 日本ガス協会 内管工事資格制度のご案内

お客さまがご自身の敷地内に設置されるガス管の工事（内管工事）は、ガス工作物としてガス事業法に定める技術上の基準に適合し維持するため、ガス事業者あるいはその指定工事店が施工しております。

今や内管工事の施工技術基準については、フレキ管やポリエチレン管等の近年の技術進歩を取り入れた業界指針が制定されておりますが、実際に施工する際に施工技術基準を正しく具現化するためには、施工者の施工技量レベルについても全国的に統一された指標となる資格制度が必要であると認識するものとなりました。

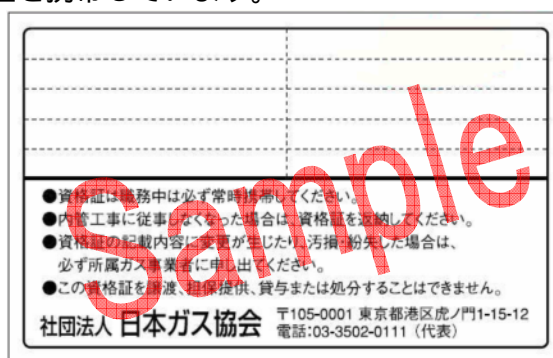
そこで、社団法人日本ガス協会は、これからも継続して安全で品質の高い内管工事を提供することによりお客さまに安心してガスをご使用いただくことを目的として、実際に工事を行う指定工事店の施工者（以下、工事人）の施工技量について標準化を図り、全国一律の工事品質及び施工技量を確保するための仕組みとして「内管工事資格制度」を創設しました。

ここに、2007年4月1日から運用を開始した「社団法人日本ガス協会 内管工事資格制度」についてご案内申し上げます。

内管工事資格制度とは

ポイント1 内管工事のエキスパートを認定します。

- ・ 全国一律の試験を行い、施工技量が一定水準以上であることを確認できた方に資格を付与する制度です。したがって、本資格を保有している工事人は、すぐに現場の作業責任者として活躍できる内管工事のエキスパートです。資格の名称は「内管工事士」といいます。「内管工事士」は職務中、次のような資格証を携帯しています。



ポイント2 全国一律のカリキュラムで講習を実施します。

- ・ 全国一律のカリキュラムにより講習を行い、永年の経験により培った内管工事の知識及び作業のノウハウを習得する制度です。

ポイント3 有効期限3年の更新制です。

- ・ 3年ごとの講習を受講し、常に新しい技術や施工方法、関連法規の改定内容等を習得することにより、品質の高いガス工事を維持します。

ポイント4 作業責任者資格です。

- ・ 内管工事士が自ら施工するか、現場に常駐し作業の指示・確認を行うことにより、全国一律の高い品質を確保します。

ポイント5 内管工事から燃焼機器との接続工事までを施工範囲としています。

- ・ 本資格制度は、都市ガスの内管工事（内管設備の新設・増設・変更・撤去工事、及びそれらの工事に伴うガスメーターの取付・取外し）及び可とう管によるガス栓と燃焼機器との接続工事に適用します。

資格区分と作業内容

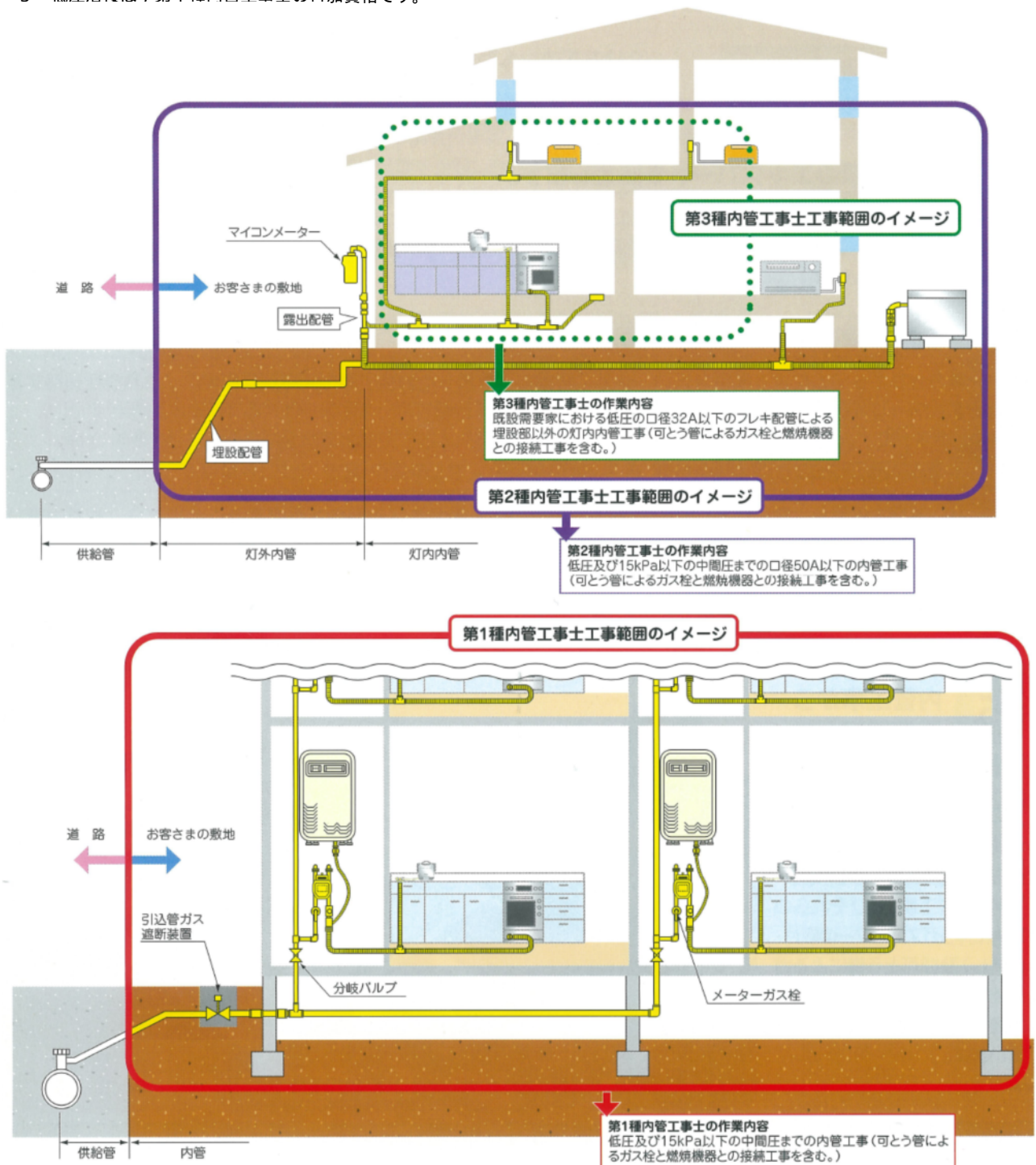
内管工事士には、4つの「基本資格」と3つの「付加資格」があります。資格区分と主な対象工事は次のとおりです。

資格区分		主な対象工事
基本資格	第3種内管工事士	燃焼機器の取替え等に伴うフレキ管による軽微な増設・変更工事
	第2種内管工事士	戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事
	第1種内管工事士	大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事
	内管溶接管理士	大規模商業用建物・工場等の中圧の溶接工事の指示確認
付加資格	ねじ工事 ^{*1}	燃焼機器の取替え等に伴うねじ配管による軽微な増設・変更工事
	活管工事 ^{*2}	灯外内管からの活管のせん孔取出工事
	低圧溶接 ^{*3}	大規模集合住宅・商業用建物等の低圧の溶接工事の指示確認

* 1 ねじ工事は、第3種内管工事士の付加資格です。

* 2 活管工事は、第2種及び第1種内管工事士並びに内管溶接管理士の付加資格です。

* 3 低圧溶接は、第1種内管工事士の付加資格です。



「内管工事資格制度」について、もっと知りたいという方へ Q & A

Q 1

本資格の保有者は、全国どこの一般ガス事業者の内管工事であっても施工することができるのですか？

A 1

ガス事業法第28条において、ガス工作物を技術基準に適合するよう施工し維持する義務（ガス工作物の技術基準適合維持義務）がガス事業者に課せられています。お客様の敷地内のガス管（内管）は、お客様の資産ではありますがガス工作物の一部ですので、たとえ本資格を保有している工事人であっても、そのお客様がご使用になる一般ガス事業者の指定工事店に属し、かつ当該一般ガス事業者の認定を受けた工事人でないと、その内管工事を行うことはできません。

なお、お客様がご使用になる一般ガス事業者に内管工事を申し込んで頂ければ、本資格を保有し当該一般ガス事業者の認定を受けた工事人が、全国的に標準化された安全な品質の高い工事を行いますので、安心して内管工事をおまかせ下さい。

Q 2

本資格を取得するためには、どうすればよいのですか？

A 2

本資格制度の対象者は、一般ガス事業者の指定工事店に属し内管工事に従事する工事人です。その方は、講習を受講し修了するか又は資格試験を受験し合格することにより本資格を取得することができます。（但し、資格試験は第2種及び第1種内管工事士に限ります。）

なお、資格区分ごとに本資格を取得するための受講・受験要件が別途定められておりますので、本資格制度の対象者で詳細を知りたいという方は、所属する指定工事店又は一般ガス事業者にお問い合わせください。

Q 3

新規に本資格を取得するための講習及び資格試験を受ける場合は、どこに申し込めばよいのですか？

A 3

本資格を取得するための講習及び資格試験を受講・受験する場合は、所属する指定工事店及び一般ガス事業者を通じて本資格制度の運営機関である「財団法人 日本ガス機器検査協会」に申し込んで頂きます。本資格制度の「受講・受験案内」及び「受講・受験申込書」が必要な方は、所属する指定工事店又は一般ガス事業者にお問い合わせください。

<用語説明>

【指定工事店】ガス事業者の定める基準を充足し、ガス事業者の下請けとして内管工事を実施する工事店をいう。

【工事人】指定工事店に所属又は指定工事店の協力会社として、指定工事店が実施する内管工事において配管作業等を行う者をいう。